○国土交通省告示第四百一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十月三十日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－808号	防火戸（Ａ０級）	ＭＳ－Ａ０－９	株式会社西日本メタル工業	長崎県長崎市田中町416番地
第Ｆ－809号	防火戸（Ｂ０級）	ＭＳ－Ｂ０－８	〃	〃

○国土交通省告示第四百二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十一月十三日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－807号	表面仕上材（難燃性上張り材）	3M™ダイノックフィルム™	スリーエムジャパンプロダクツ株式会社	東京都品川区北品川６－７－29

○国土交通省告示第四百四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十一月二十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－816号	防火窓（Ａ０級）	ＫＫＳ－Ａ０－13	株式会社高工社	大阪府東大阪市西岩田４丁目１番32号

○国土交通省告示第四百五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十一月二十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－817号	仕切り隔壁（Ｂ０級）	ＮＴ－Ｗ25Ｙ	長崎船舶装備株式会社	長崎県長崎市西琴平町１番５号
第Ｆ－818号	仕切り隔壁（Ｂ15級）	ＮＴ－Ｗ50ＳＹ	〃	〃
第Ｆ－819号	連続Ｂ級天井張り（Ｂ０級）	ＮＴ－Ｃ25Ｙ	〃	〃
第Ｓ－159号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁）（Ｒｗ＝30ｄＢ）	ＮＴ－Ｗ25Ｙ	〃	〃
第Ｓ－160号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁）（Ｒｗ＝39ｄＢ）	ＮＴ－Ｗ50ＳＹ	〃	〃

○国土交通省告示第四百六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十二月二十六日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－815号	火災の危険の少ない家具及び備品（寝具類）	ＡＤ24001	シモンズ株式会社	東京都港区芝４丁目１番23号　三田ＮＮビル24階

○国土交通省告示第四百七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年三月二十一日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－820号	仕切り隔壁（Ｂ０級）	Ｗ－358Ｐ	BIP Industries Co., Ltd.	1817, Jungang-daero, Geumjeong-gu, Busan, Republic of Korea
第Ｆ－821号	連続Ｂ級天井張り（Ｂ０級）	Ｃ－358	〃	〃
第Ｓ－161号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁）（Ｒｗ＝51ｄＢ）	Ｗ－358ＰＤ	〃	〃

○国土交通省告示第四百八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和六年八月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5083号	電子海図情報表示装置	ＦＭＤ－3200	古野電気株式会社	表示器の追加
第5084号	〃	ＦＭＤ－3300	〃	〃

○国土交通省告示第四百九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和六年十月三十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5360号	持運び式双方向無線電話装置	ＨＴ649	ＥＮＴＥＬ　ＨＫ　ＰＨＩＬＩＰＰＩＮＥＳ	付属一次電池の未使用を示すシールの変更